衆議院議員柿沢未途提出外国人技能実習制度におけるサラブレッド生産に関する質問に対する答弁書
衆議院議員柿沢未途提出中央競馬と地方競馬の「二重構造」に関する質問に対する答弁書
衆議院議員岡本充功提出安全保障と科学研究に関する質問に対する答弁書
衆議院議員初鹿明博提出認可保育所の退園に関する質問に対する答弁書
衆議院議員中根康浩提出待機児童対策に関する質問に対する答弁書
衆議院議員中根康浩提出地方公務員法の欠格条項に関する質問に対する答弁書

報告書受領

三月三日内閣から次の報告書を受領した。
平成二十八年度第三・四半期における国庫の状況
平成二十八年度第三・四半期における予算使用の状況

参議院

議案提出

三月三日内閣から次の議案が提出された。
不動産特定共同事業法の一部を改正する法律案（閣法第四四号）

議案受領（予備審査）

三月三日内閣から次の議案が送付された。
地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（閣法第三六号）
金融商品取引法の一部を改正する法律案（閣法第三七号）
銀行法等の一部を改正する法律案（閣法第三八号）
独立行政法人国民生活センター法等の一部を改正する法律案（閣法第三九号）
畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律案（閣法第四〇号）
外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案（閣法第四一号）
道路運送車両法の一部を改正する法律案（閣法第四二号）
土壌汚染対策法の一部を改正する法律案（閣法第四三号）

質問主意書提出

三月三日議員から次の質問主意書が提出された。
「テロ」及び「一般の方々」の定義とテロ等準備罪に関する再質問主意書（山本太郎提出）（第四六号）

答弁書受領

三月三日内閣から次の答弁書を受領した。
参議院議員小川勝也提出畜産業におけるアニマルウェルフェアに関する質問に対する答弁書（第三七号）
参議院議員有田芳生提出加藤勝信拉致問題担当相の閣議後記者会見に関する質問に対する答弁書（第三八号）
参議院議員糸数慶子提出那覇空港における滑走路の民間航空機と自衛隊機との共同使用に関する質問に対する答弁書（第三九号）

報告書受領

三月三日内閣から、財政法第四十六条第二項の規定による平成二十八年度第三・四半期における予算使用の状況の報告を受領した。
また、同日内閣から、財政法第四十六条第二項の規定による平成二十八年度第三・四半期における国庫の状況の報告を受領した。

人事異動

内閣

特命全権大使
北原　隆
願に依り本官を免ずる（三月三日）

財務省

日本銀行理事に任命する（三月三日）
衛藤　公洋

最高裁判所

横浜地方裁判所判事・横浜簡易裁判所判事
成田　晋司
東京地方裁判所判事に補する
最高裁判所事務総局民事局第一課長を命ずる
兼ねて最高裁判所事務総局民事局第三課長を命ずる
兼ねて最高裁判所事務総局広報課付を命ずる
東京簡易裁判所判事に補する
京都地方裁判所判事補兼京都家庭裁判所判事補・京都簡易裁判所判事
角田　裕紀
東京地方裁判所判事補に補する
最高裁判所事務総局民事局付を命ずる
東京簡易裁判所判事に補する
東京地方裁判所判事補兼東京家庭裁判所判事補・立川簡易裁判所判事
畦地　英稔
東京家庭裁判所判事補の兼補を免ずる
東京地方裁判所立川支部勤務を免ずる
最高裁判所事務総局刑事局付を命ずる
東京簡易裁判所判事に補する
千葉地方裁判所判事補兼千葉家庭裁判所判事補・千葉簡易裁判所判事
小川　一希
東京地方裁判所判事補に補する
最高裁判所事務総局刑事局付を命ずる
東京簡易裁判所判事に補する
水戸家庭裁判所判事補兼水戸地方裁判所判事補・土浦簡易裁判所判事
川口　藍
東京地方裁判所判事補に補する
最高裁判所事務総局行政局付を命ずる
東京簡易裁判所判事に補する（以上三月一日）

官庁報告

官庁事項

登録小型船舶教習所の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二十三条の二十八において準用する同法第十七条の五の規定に基づき次のとおり登録小型船舶教習所に係る登録事項の変更届出があったので、同法第二十三条の二十八において準用する第十七条の十五第二号の規定により、公示する。

平成二十九年三月七日
国土交通大臣　石井　啓一

一　海上自衛隊第一術科学校
代表者の氏名
（変更前）淵之上英寿
（変更後）中畑　康樹

嘉手納飛行場の一部土地に関する裁決の申請等に関する公告

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和二十七年法律第百四十号）第十四条の規定により適用される土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下単に「土地収用法」という。）第四十二条第一項及び土地収用法第四十七条の四第一項の規定により、沖縄県収用委員会から裁決申請書及びその添付書類並びに明渡裁決の申立てに係る書類の写しが送付されたので、土地収用法第四十二条第二項及び土地収用法第四十七条の四第二項の規定により公告するとともに、当該書類の写しを縦覧に供する。

一　裁決の申請等があった旨について
沖縄防衛局長から沖縄県収用委員会に対して、平成二十八年十二月五日に土地収用法第三十九条第一項の規定による裁決の申請及び土地収用法第四十七条の二第三項の規定による明渡裁決の申立てがあった。